

○越前市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年10月1日

規則第8号

改正 平成23年3月28日規則第9号

平成25年3月26日規則第22号

(題名改称)

令和3年3月22日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年越前市条例第10号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(平25規則22・一部改正)

(交付請求)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、政務活動費の交付の日の10日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書(別記様式)を提出するものとする。

(平23規則9・旧第3条繰上・一部改正、平25規則22・一部改正)

(収支報告書の写しの送付)

第3条 議長は、条例第5条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(平23規則9・旧第5条繰上・一部改正、平25規則22・旧第4条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員(議員が死亡した場合においては、当該議員の相続人)は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平23規則9・旧第6条繰上・一部改正、平25規則22・旧第5条繰上・一部改正)

(経理の方法)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた政務活動費の保管状況を常に明確にするとともに、次により経理しなければならない。

(1) 支出執行に当たっては、領収書その他の証拠書類を徴すること。ただし、経費の性質上又はやむを得ない理由により領収書を徴し難い場合は、疎明するに足りる資料をもってこれに代えることができる。

(2) 政務活動費専用の決済用預金口座を設けること。

(平23規則9・旧第7条繰上・一部改正、平25規則22・旧第6条繰上・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、議員に交付された政務活動費の執行の手續その他その運用の細則については、議長が定める。

(平23規則9・旧第8条繰上・一部改正、平25規則22・旧第7条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の越前市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、平成25年3月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の越前市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費に係る手續に関しては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日議会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(令3 議会規則2・全改)

別記様式(第2条関係)

年 月 日

越前市長 殿

(越前市議会議長経由)

議員名

政務活動費交付請求書

越前市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金

円

ただし、

年 月～ 月分